

思いやり駐車場は

「歩行が困難な方」

「移動の際に特別な配慮を必要とする方」

のための施設です

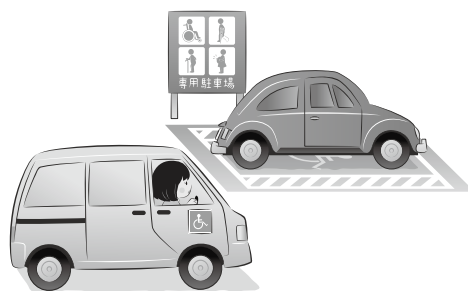


なぜ、思いやり駐車場(パーキング・パーミット)が必要なのですか？

現状は、必要性の低い方も利用してしまい、本当に必要な方が利用できないという課題があります。

A

「車椅子利用者が利用しやすくなること」や「外見から障がいがあることが分かりづらい方が利用しやすくなること」を解決するため、思いやり駐車場が必要です。



他県でも利用できますか？

A

制度を導入している42府県で相互利用できます。
平成18年に佐賀県が全国で初めて導入して以降、埼玉県は42府県目となります。



病院や介護事業所などの法人は対象となりますか？

A

利用証は個人に交付しますので、法人は対象外となります。
法人の所有する車両を思いやり駐車場に駐車する場合は、同乗する対象者(個人)の利用証を掲示することで駐車可能となります。

思いやり駐車場の協力施設を募集しています

県では、思いやり駐車場の協力施設(公共施設や商業施設、医療機関など)を募集しています。

問合せ: 県福祉政策課 ☎048・830・3223



思いやり駐車場制度についての詳細は、県ホームページをご覧ください



2から5ページの問合せ: 障がい福祉課 ☎982・5238 ☎981・5392